

伊賀市一般廃棄物の集積場整備等に係る補助金申請の手順

(1) 補助金交付申請条件

- ①区及び自治会が設置し管理する一般家庭用ごみ集積場であって、市が認定した集積場に新設または改修する場合
- ②補助金の交付申請者は、区長および自治会長
- ③区及び自治会がごみ集積場整備のために請負業者に支払う整備事業費、または直営（区及び自治会の役員、または会員）による整備等にかかる材料費
※直営（区及び自治会の役員、または会員）によるごみ集積場整備のために要した人件費は含まない。

(2) 補助金の額

- ①一箇所につき、当該事業費の2分の1以内の補助金を交付する（但し、2,000円未満の場合を除く）
- ②新設の場合は20万円、改修の場合は8万5千円を限度とする
- ③補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる

(3) 申請の流れ

